

お近くの東京信用金庫にご相談ください。

金利上乘せ
定期預金

相続専用定期預金

相続専用大口定期預金

大切な方の思い

大切にお預かりします

取扱期間

令和3年

令和4年

4/1

木



3/31

木

店頭表示
金利

プラス

十年

0.05%

預入期間

1年

自動継続 可、総合口座 可
自動継続後の適用利率は、
スーパー定期預金（1千万円未満）
・大口定期預金（1千万円以上）の
継続日当日の店頭表示金利となります。

預入金額

100万円以上
相続金額内

1,000万円未満の場合
「相続専用定期預金」
1,000万円以上の場合
「相続専用大口定期預金」
となります。

利用対象

- 相続手続き後1年以内の個人のお客さま
- 相続により取得した当金庫の預金や他行庫預金、死亡保険金、または不動産や有価証券等の換金代金

適用金利

相続専用
定期預金

スーパー定期預金
(I型・II型)
店頭表示金利に

プラス
年0.050%

相続専用
大口定期預金

大口定期預金
店頭表示金利に

プラス
年0.050%

必要書類

当金庫で
相続手続きを
されたお客さま

- ①本人確認書類
- ②お届け印鑑

他金融機関で
相続手続きを
されたお客さま

- ①本人確認書類
- ②お届け印鑑
- ③相続内容が確認できる書類

- 原資が死亡保険金の場合
保険会社から送付された保険金等支払通知書等
- 原資が不動産、有価証券等の換金代金の場合
売買契約書、売却代金計算書等

中途解約

満期日前に解約（中途解約）する場合には、当金庫所定の中途解約利率を適用します。

税金

- 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
- マル優をご利用いただけます。（マル優の手続きにはマイナンバーカードが必要となります）

預金保険

預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

その他重要事項

取扱期間中であっても、予告なく内容を変更、またはお取扱いを中止する場合があります。

- くわしくは担当者または窓口にお問い合わせください。



皆様のお役にたつ

東京信用金庫

<https://www.tokyo-shinkin.co.jp/>

取扱店

担当者